

登録ソノグラファー規則施行細則の改定案	
【現 行】	【改定案】
<p>(再登録)</p> <p>第6条 ソノグラファー登録を維持するには、規則第5条第2項に示す登録の有効期間の3年間に、総単位数として15単位以上を取得し、100例以上のリウマチ疾患の関節超音波検査の実務経験を有する必要がある。単位の対象となる研修会および取得単位数は、会員または非会員を問わず「専門医制度規則」の「専門医資格維持施行細則」に準ずるものとする。</p> <p>2 ソノグラファーの再登録の審査を受けようとする者は、次の各号の書類に再登録料を添えて、有効期間満了の2ヶ月前までに学会に提出するものとする。</p> <p>① 再登録申請書(様式1)</p> <p>② 第1項を満たす事を証する書類(様式3)</p> <p>③ リウマチ専門医の推薦書(様式4)</p> <p>3 第1項および第2項の再登録に必要な所定の項目を満たさないときは、ソノグラファーの登録を喪失する。なお、登録喪失後、再度ソノグラファーの登録を希望する場合は、規則第4条の申請手続きを行わなければならない。</p> <p>4 大学院進学、海外留学、病気、出産、育児および介護等で単位の履修ができない特別の事情がある場合は、「再登録延長申請書」(様式5)と証明する書面を添えて登録期間の延長を申請することができる。</p>	<p>(再登録)</p> <p>第6条 同左</p> <p>2 同左</p> <p>3 同左</p> <p>4 同左</p> <p>5 <u>ソノグラファー登録を喪失した場合、喪失日から3年間は登録申請することができない。</u></p> <p><u>附則(2022年4月25日)</u></p> <p><u>1 この規則の改定は、2022年度定時社員総会で承認を受け、同年5月1日から施行する。</u></p>